

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月7日

国立大学法人九州大学  
総長 久保 千 春

### 1. 工事概要等

- (1) 工 事 名 九州大学（伊都）次世代燃料電池産学連携研究センター地階等改修機械設備工事
- (2) 工事場所 福岡市西区大字元岡744番地 九州大学構内
- (3) 工事概要 次世代燃料電池産学連携研究センターの地階の改修機械設備工事  
(現在未仕上げの範囲に実験、研究スペースを取設けるための機械設備工事)  
SRC造 地上4階・地下1階建、延床面積：3,991㎡、改修延床面積：563㎡  
燃料電池設置に伴うインフラ整備（都市ガス、給排水接続）
- (4) 工 期 平成27年2月27日まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者で、紙入札方式を希望する場合は、総長に対し紙入札参加希望書を持参又は郵送により提出しなければならない。

### 2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における平成25、26年度の管工事のA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成11年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した学校又は公共施設の新営又は改修機械設備工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）  
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成11年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、上記2（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。（従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。）  
ただし、経常建設共同企業体にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加

できないことがある。

- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書という。」）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は総長から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 平成24年度以降に完成・引渡しを行った工事で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例を有する者でないこと。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号  
国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係  
電話番号 092-642-2214、2215

#### (2) 入札説明書及び図面等の交付期間、交付方法、申し込み方法

- 1) 平成26年10月7日から平成26年10月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで。）、電子メールにより交付する。入札説明書及び図面等を希望する者は、下記の申し込み先（交付用電子メールアドレス）に会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、FAX番号等）を明記し、申し込むこと。  
申し込み先：[kouji-1@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:kouji-1@jimu.kyushu-u.ac.jp)

2) 入札説明書及び図面等の交付に当たっては無料とする。

3) 入札説明書及び図面等を申し込む際の電子メールの件名は、

【入札説明書等申込】「九州大学（伊都）次世代燃料電池産学連携研究センター地階等改修機械設備工事」（会社名称）とすること。

4) 電子メールによる申し込み受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。

#### (3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

平成26年10月7日から平成26年10月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで。）。上記3（1）に同じ。書面により提出すること。（詳細は入札説明書のとおり）

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

入札書及び工事費内訳書は、平成26年11月6日（木）正午までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、総長の承諾を得た場合は、上記3（1）に持参すること。郵送による提出は認めない。

開札は、平成26年11月7日（金）午後2時 国立大学法人九州大学事務局第2庁舎5階第4会議室において行う。

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100

分の5に相当する額を九州大学に支払わなければならない。

② 契約保証金

納付。(有価証券等の提供又は銀行、九州大学総長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上(低入札調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上)とする。

ただし、契約規程第31条の規定に基づき、契約書の作成を省略し請書を作成する場合は免除とする

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

九州大学契約事務取扱規程第11条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書又は請書の作成の要否 要

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。